株式会社東京テレポートセンター定款

第１章 総 則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社東京テレポートセンターと称する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１ 不動産の賃貸借、売買及びこれらの斡旋、仲介
２ 港湾施設・共同溝、公園・プロムナード等の公共広場、催し物会場、駐車場、建物、設備の安全管理及び保守、清掃並びに警備・保安業務
３ 土木、建築、電気及び機械据付工事の設計、施工の請負及び監理
４ 駐車場の管理、運営及びこれらの業務の受託
５ 展示場、会議施設、商談室、ホールの賃貸及び管理運営
６ 放送事業に関する調査、企画並びに研究調査の受託
７ 放送に関する機器、ソフトウェアの開発、製作、販売及び賃貸並びにこれらの技術の開発
８ 衛星通信及び放送設備の設置、保守、賃貸、管理運営並びにこれらの業務の受託
９ 有線テレビジョン放送法による有線テレビジョン放送事業
10 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律による有線ラジオ放送事業
11 放送番組の制作及び放映権の販売
12 ビデオソフトの制作、販売及びレンタル
13 東京都及び東京都関連団体等のインターネット上のホームページの作成並びに情報提供等に関する業務の受託
14 電気、ガス、上・中水道、地域冷暖房等の供給処理事業に関する自動検針及びこれらの供給処理にかかる情報処理業務の受託
15 情報収集・処理・提供業務及びその受託
16 情報通信に関する教育、普及業務
17 コンピュータソフトウェア開発、統計処理、設計等を支援する共用型コンピュータシステムの設置、管理及び賃貸
18 宣伝広告事業及び広告代理業
19 経営コンサルタント業務
20 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
21 出版物の企画、発行及び販売
22 内外商品等の見本市、展示会の企画及び開催
23 国際・国内会議、文化、スポーツ等各種催し物の企画及び開催
24 各種興行の入場券の受託販売

25 日用品雑貨、新聞、雑誌、書籍、食料品、船舶、船舶部品の販売及び飲食店の経営
26 酒、タバコ、医薬品、石油製品の販売及び郵便切手、収入印紙の売り捌き
27 東京都有地（以下「都有地」という。）の使用に関する契約締結業務に必要な資料の収集
28 都有地の管理及び都有地の使用に伴う使用料、敷金等の徴収に関する事務の受託
29 公共施設等の管理に関する受託業務
30 マリーナの管理、運営及びこれらの業務の受託
31 船舶の上下架・修理・保守・清掃・塗装及びその取次ぎ業務
32 前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都江東区に置く。

（機関の設置）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、会計監査人を置く。

（公告の方法）
第５条　当会社の公告は、官報に掲載する。

第２章 株 式

（発行する株式の総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、５００，０００株とする。

（株券の発行）
第７条　当会社は、株式に係る株券を発行しない。

（譲渡制限株式）
第８条　譲渡による当会社の株式の取得については、取締役会の承認を要する。

（株式取扱規則）
第９条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章 株主総会

（株主総会の時期）
第 10 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集する。
２ 臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。
３ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。
４ 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがって、他の取締役がこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（議 長）
第 12 条　株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。
２ 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従って、他の取締役がこれにあたる。

（決議方法）
第 13 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 14 条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第 15 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章 取締役、監査役及び会計監査人

（取締役、監査役及び会計監査人の員数）
第16条 当会社の取締役は５名以内とし、監査役及び会計監査人は1名とする。

（取締役、監査役及び会計監査人の選任）
第 17 条 取締役、監査役及び会計監査人は、株主総会において総株主の議決権

の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
２ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役等の任期）
第 18 条 取締役の任期は選任後２年内、監査役の任期は選任後４年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２ 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役又は退任した取締役の満了する時までとする。
３ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
４ 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会集結の時までとする。
５ 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（代表取締役及び役付取締役）
第 19 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。
２ 取締役会の決議により、取締役の中から社長１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

（取締役等の報酬等）
第 20 条 取締役及び監査役への報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によりこれを定める。
２ 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役の同意を得て決定する。

（取締役等の責任免除）
第 21 条 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役、監査役又は会計監査人（これらの地位にあった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

（責任限定契約）
第 22 条 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、同条で定める非業務執行取締役、監査役又は会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章 取締役会

（取締役会の招集権者及び議長）
第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
２ 取締役会の招集通知は、会日の５日前までに発する。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。
３ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（取締役会の決議）
第 24 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）
第 25 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席取締役及び監査役がこれに記名押印する。

（取締役会規則）
第 26 条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第６章 計 算

（事業年度）
第 27 条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第 28 条　当会社の期末配当の基準日は毎年３月３１日とする。

（配当金の除斥期間）
第 29 条　株主配当金は、その交付開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２　前項の未払配当金には利息をつけない。

附則（平成８年２月１５日臨時株主総会第１号議案）
平成８年２月１５日から施行する。
附則（平成１０年３月３０日臨時株主総会第１号議案）
平成１０年３月３０日から施行する。
附則（平成１０年９月７日臨時株主総会第２号議案）
平成１０年９月７日から施行する。
附則（平成１４年９月４日臨時株主総会第１号議案）
平成１４年９月４日から施行する。
なお、平成１５年３月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第18条中「就任後４年内」とあるのを「就任後３年内」と読み替えるものとする。
附則（平成１９年３月２２日臨時株主総会第２号議案）
平成１９年４月１日から施行する。
附則（平成２８年６月３０日定時株主総会第２号議案）
平成２８年７月１日から施行する。